

鈴木 木 広  
すず き ひろし

学位の種類 文学博士

学位記番号 文博第1号

学位授与年月日 昭和36年3月24日

学位授与の要件 学位規則第5条第1項該当

研究科専門課程 東北大学大学院文学研究科  
(博士課程)社会学専攻

論文題目 都市研究における基本概念  
——その社会学的構想——

論文審査委員

(主査)

教授 新明正道 教授 石津照璽

〃 細谷恒夫

〃 竹内利美

論文内容の要旨

(一) この論文は六章から成つているが、その中心部分は一、四、六の各章であり、以下これらの各章を基礎として全体の要約を述べる。まずそれに先立つて上記三章の骨子となつたものが過去において雑誌論文の形で若干の機会に公表されたものであるので、こゝに既発表論文と上記各章との関連を摘記したい。

第一章第一節は拙稿「共同体の基礎問題」(東北社会学研究会編、社会学研究14号、昭和32年12月)、同章第二節は拙稿「共同体の理論」(東北大学文学会編、文化、22巻、3号、昭和33年5月)に若干の加筆で補修したものである。第四章第三節は拙稿「共同体の基礎概念」(村落社会研究会編、村落共同体論の展開、時潮社、昭和34年10月刊)をそのまま再録したものである。第六章第二節はその基本構想は拙稿「都市研究における中範囲理論の試み」(日本社会学会編、社会学評論、35号、昭和34年5月)、および拙稿「分析図式」(東北社会学研究会編、社会学研究17号、昭和34年8月)の二論文に発表したものであるが、論述の内容は大巾に修正し、別個論文とみなしうる程に加筆した。これらが本論文の基礎となつた既発表論文である。

しかし部分的にはこのほかに、第四章第二節は拙稿「機能的社會理論の展開」(日本社会学会編、社会学評論、24号)によるものであり、また第六章第二節の図式の発想は拙稿「パーソナリティと社会的性格」(福武、日高、高橋編、講座社会学、第一巻所収、昭和33年1月)における社会的性格の概念を一つの軸としてもつている点等に、関連するものがある。

上記の三章以外の叙述はすべて未発表であるが、理論構成の上ではこの三章に対する傍証の位置にあるので、以下の要約においても、この三章を中心としている。

(二) この論文の構成について言えば、大別して三部分からなる。序説的部分(第一章)共同体の社会学的概念規定(第二、三章および第四章)、共同体の一典型としての都市論(第五、六章)がそれぞれである。したがって上記の三章はこれら三部分に対して、それぞれ基本部分をなしているものとなつてゐる。以下この三区分によつて要約する。

(三) 第一の序説的部分は、それ自身二節に分けられてゐる。前半においては、共同体といわれる社会形態について、社会学的な概念規定を下す場合に当面する問題を検討したのであるが、その場合、最近における所謂「共同体論」が、村落の場合について展開せられてきたという事情から、概念を規定するためには当然、村落の論議にも一応立ち入る必要が生じ、またこれが主として経済史学ないし農業経済学の側から提起されたものであるため、経済史学的な分野にも関連してゐること、そして社会学においてすでにCommunity論として一般化的な認識方向において共同体が問題とされていることとの関連がとりあげられた。この間における私の考えによれば、問題を極端に単純化するならば、所謂「自然村」の概念を、社会学における伝統的なCommunityの理論の日本の展開として捉え、生産関係としての家連合に共同体の本質を求めるとする立場が、経済史学的共同体論の日本の展開であるとみなすことが可能である。

この両者を対比した場合、直ちに明らかなことは、第一に共同体概念を歴史的概念として構成すべきか、一般的概念として構成すべきか、という問題があらわれ、第二に共同体概念を人間の共同生活体制の全体において認めるべきか、または生産関係としての家々の連合という面に限定してとらえるべきか、という問題があらわれることである。「自然村」の形における共同体概念は、日本村落の共同生活体制全体にかんする、一般的規定であることは勿論である。これらを比較検討することによつて、一般的概念としての共同体概念の必要を認め、かつ特殊的规定としての共同体の歴史的规定もその内部において必要かつ可能であることを述べた。

この章後半部分においては、上記の比較検討においてとくに注意すべき論点をとりあげて、更に問題の展開を計つたのであるが、とりわけ、一般的規定と歴史的规定との関係を共同体の前近代的存在形態とされる家連合概念と、社会的に近代的存在形態とされるべき都市との対比のなかで問題とした。これによつて家連合についても社会的な一般規定が可能であり、その特殊の段階的概念は規範意識にかんする精密な分析によつてのみ明らかとされること、および近代都市もまた家連合的組織を含み、共同生活体制の一集団化として共同体の一般的範疇に内含されうることが、とくに現代社会を中心対象とする社会学の立場において肯定されるべきであると結論された。

(四) 第二の部分は三章を含んでいるが、直接には第一章第一節の論点を詳細にあとづけ結論的に共同体の社会学的概念を規定しようとするのがその内容である。

まず共同体論が戦後のわが国に「流行」したことの根拠を理論史のおよび对象的二側面においてとらえ、それぞれマルクスの論文「資本制生産に先行する諸形態」の導入による前近代社会の構成に対する「共同体論的」把握の裏づけができたことと、特殊日本の事象として戦後におこなわれた農地改革が、農業農村理論に対して有した問題の意義という二点に求めた。これが第二章であるがそのさいマルクスの論文の解釈が一義性を欠き、農地改革前後の比較論にも、必ずしも決定的意見はみられないことを指摘した。第三章は以上の前提の上に展開された共同体論を、主として概念的に検討したものであるが、経済学的な規定については、共同体を生産関係として一面的に把握し、またそれを前近代的な構成として局限する論理、さらに原始共同体のとらえ方、および「所有」と階級構成との関係、日常生活的諸関係、諸集団と政治的支配の制度化の無視についての分析などを主論点として検討を加えた。社会学的な規定についても同様検討を遂行し、かくして帰結される三つの課題、原始共同体が何ゆゑに共同体の「原型」とされるか、それは社会学理論によつて十分に把握されていたか、そして都市と村落を含んで、共同体がいかに概念化されるか、を第四章におい

て扱ったのである。

簡略にこの部分の結論を述べれば、原始共同体は「包括社会」ないし「全体社会」であるゆえに共同体であり、それは一つの社会体系として概念化されうること、それは経済構造、社会意識構造政治統率構造の統一として存在し、それらが原始的な原理で組織されているものであることを指摘し、社会学理論においてはマリノウスキーやマキーングアーの所説に採用すべきものを認めるが、概念規定として一般的には、全体社会の地域的分極であつて、一定領域の生活基地の上に成りたつ共同生活体制たる共同体は、階級社会においては、支配の地域的構造とみられることを述べた。

(五) 以上のような一般的規定は、その内部に歴史的段階的規定と形態的類型的規定とを、特殊規定として含みうる。本論文の後半部は前半の一般論に拠つて、形態的特殊規定としての都市を歴史的規定としての近代において問題としたものであるが、都市が共同体の一般規定を充足するかいなかについて、都市の歴史的諸形態にかんする検討を行い、続いて近代都市に限つて、その形成および構造の中間的原理を解明しようとしたわけである。

この論文では上述のごとく、都市を社会学的意味において共同体として扱え、したがつて都市が階級的な支配のメカニズムとしていかに機能するかという側面と、それが共同生活体制としていかに統一されているかという側面との同時的相即的な理論化の立場をとつたのであるが、この点について従前の「都市社会学」の諸研究が必ずしも十分でなかつたことは、六章一節において基本的に問題としたところである。

都市を上記のごとく扱えた場合、そこに二つの操作が要求される。一つは都市の類型構成であり一つは都市の構造図式である。この二つの操作によつて、近代都市の上記の意味における共同体としての内容は、解明されうるものである。都市類型論と都市構造論とは、こゝで都市の社会学理論と見做しているものの全体である。以下これについて要約するのであるが、共同体の「原型」からの歴史的発展において、全体社会が国民総合社会化する場合には各個の共同体は、それに対して相対化された部分社会となるから、都市を問題とするにも全体社会からの相対性と、それ自体の統一性との両面を相即する理論化が必須となることに注意したい。であるから全体社会の理論が一般的であるとすれば、共同体としての都市論は「中範囲」の理論化である。各個類型の都市論は都市社会学における「中範囲」の理論となる。

(1) こゝで構成された類型論は要点を言えば次のごときものである。第一に行政都市を直接対象として、その産業別人口構成により、操作的に四類型化を行う。具体的には各個都市の法制的都市基準との適合性、産業人口の内容によつて更に修正の余地は存在する。階級支配という視角から、所謂「産業都市」を近代都市の典型とみて、その第二次的類型化を行う。その場合の基準は、一つには当該都市の都市の形成期であり(近代都市と前近代都市の発生区別)、一つは産業の存在形態である。これによつて四種の産業都市の典型をうるが、その軸は単一大企業立地の近代都市と複数大中小企業立地型前近代都市の二典型である。これらは更に細分される。

(2) この基軸的近代産業都市を共同体として理論化する前提は、この都市の社会構造または社会過程を経済過程、媒介過程、政治過程に即ち三部分過程に分析することであり、これら各過程の内的機構とそれらの相互関連こそ産業都市の共同体の統一の内容をなすものである。端的に言つて、この分析により得られる原理は、経済過程の論理が政治過程において貫徹されるということである。これを実現させる諸要因を各過程において究明し、かゝる都市社会の必然的ともいふべき体制を明らかにしようとするのが、本論文のこの部分における筆者の意図である。

(六) 要約の末尾に、若干補足するが、筆者の都市研究は言うまでもなく完結したものではないが、研究の基本視角について一言したい。社会学における筆者の立場はいわば総合社会学であり、本論文はこの立場を共同体ないし都市という現実に即して実現しようとするものである。経済学、

政治学の成果を共同体という「中間社会」において関連的に総合する方向を、筆者は都市論の前提とした。

## 論文審査結果の要旨

(一) 筆者は本論文において都市社会の社会学的研究のために必要とされる基本概念を究明しようとしているが、筆者自身都市を村落をも含めて共同体として把握する立場に立つているところから、まず共同体の概念そのものを明らかにするとともに、この見地から都市社会学理論の形成に着手し、特に近代都市を中心として、これを考察するために不可欠な基本概念の究明に努めている。

(二) 筆者は第一章で、都市を地域社会ないし地縁社会の部類に属すると見る見解が社会学者のなかで支持されているが、その意味はかならずしも一義的でなく、むしろ都市は村落とともに生活共同体と土地関係性を内容とした共同体と見るのが妥当であり、この共同体の概念はマキーパー

(R. Maciver) のコミュニテイ (Community), テンニエス (F. Tönnies) のゲマインシャフト (Gemeinschaft) に該当するものであるといっている。

筆者は共同体をもつて人間が自然的諸条件に対して適応してゆくために、一定範囲の地域の上に構成した社会構造の相対的統一と規定しているが、この種の共同体は人類の歴史とともにあり、歴史的諸段階においてその構成にある変化は生ずるが、共同体そのものは本質的にすべての段階を通じて成立するとなし、この観点から中村吉治教授や大塚久雄教授のようにこれを前近代的な段階にのみ特有と見るのは誤まっていると批判している。

(三) この関連から筆者は第二章において最近わが国の学界に展開された共同体をめぐる論議に言及し、まず共同体論がさかんになつた理論的契機としては、1949年「歴史学研究」129号にマルクスの遺稿が発表せられ、これが中村教授や大塚教授の所論に刺戟を与えたことを、さらにその実践的契機としては、戦後農地改革によつて地主制が排除されてから、改革後の日本農村における封建遺制が問題となり、これがまた共同体との関係において論議の対象となつたことを指摘しているが、筆者はこの論議において経済史学者と社会学者の共同体に対する視角がかならずしも同一ではなかつたことに注意を促し、筆者みずから第三章におい社会学の立場から経済史学者の共同体の概念に批判を加えている。筆者は大塚教授をもつて経済史的視角を代表するものと見ていて、同教授が原始共産態とゲマインデ共同体とを区別し、土地の占拠を基礎とした後者を共同体の原型と見ていてのは、土地の社会生活に対する広義の本源的な意味を狭隘化したものと批判し、共同体の原型は原始共同体にあり、これを原始共産態と呼ぶのは妥当性を欠くものと見ていて。筆者はこれに比較すると中村教授の見解ははるかに社会学的であると見ていて、教授も共同体を不分割の生産手段、不分離の生産者の集団と規定し、これを本質的に前近代的なものと考えている点では大塚教授と同一の立場にあるものとなし、これもまた共同体の概念を歴史的に過度に特殊化したものと断定している。これに対して筆者は第四章においてまずマルクス (K. Marx), デュルケーム (E. Durkheim), エスピナス (A. Espinas) らの原始社会に関する見解を参照しながら、原始社会では原始共産制を基礎として血縁共同体が成立していたが、やがてこれを土地所有を基礎とした農業共同体に推移したものとみなし、共同体の原型は血縁共同体として成立した原始共同体そのものであり、農業共同体は、これを本源として歴史的に発生した意味において、共同体の原型ではなかつたと主張するとともに、共同体は歴史的に変化するものの、社会の共同組織としてのその基本的枠組はあらゆる歴史的段階を通じて持続される傾向をもつとなし、共同体は階級国家成立後においては支配と抵抗との二重組織の意味をもつものとして現代にいたるまでさまざまな形態におい

てあらわれて来たといっている。筆者はこの共同体をもつて包括的な諸機能を含む生活体としての統一と考えているが、この共同体の概念は現代の社会学においてマキナーの支持してきたところであり、さらに共同体の術語は使用していないがマリノウスキー (B. Malinowski) の制度・集団もまた実質的にはこの共同体の概念と一致するとみなしている。

(四) 筆者は以上において一般的な共同体の概念に立脚して都市もまた村落と同一の意味において共同体の一種類をなし、それ自身包括的な諸機能を含む生活体としての統一をなすものと指示するとともに、第五章以下においてはこの都市の規定にもとづいて都市の存在的諸形態を検討し、進んで都市社会学理論の形成に着手している。第五章は都市の歴史的形態の考察にあてられているが、筆者は古代の都市は東西を通じて政治的支配の場所すなわち「都」として成立したとなし、したがって古代の都市は階級的支配の集中点として支配者によつて上から形成されたところに特長があり、この原理は中世に入つてもなお完全に支配力を失わなかつたと見ている。しかし筆者は封建都市においては、商業の一般化が因をなして下から都市が形成される傾向が生じて来たを見て、この場合都市は市場機能の行なわれる場所として「市」の性格を強めて来たとしている。筆者はその例としてケルン市を問題とし、さらにヨーロッパにおける北歐型と南歐型との二つの類型を区分しているが、自由平等の原理が高揚されたといわれている北歐型の都市にしても実は少数豪族の支配下にあり、十全な意味では自由平等の都市ではなかつたことを強調し、日本の堺市の如きもその例外をなすものではなかつたといっている。筆者は近代都市については一面商品経済の発展がその成立の重要な原因をなしていることを認めているが、その特長としては、これが統一国家の成立と結びついていることを指摘し、近代都市は国民経済社会の一つの構成部分をなし、国家行政体系の地域単位として首府の下に体系的に配列されていると説いている。筆者はこの見地からわが国において市町村制の施行された明治22年をもつて日本における近代都市発展の出発点とみなし、八幡市の例を中心として産業資本の主導下にいかにか都市が資本と都市の上下的結合として発展して来たかを実証的に追求するとともに、人口の都市集中傾向を分析してこれが都市的職業人口の増加を物語つていることを明らかにし、さらに農村人口の都市への移動傾向を分析してわが国において巨大都市を中心として一定数の圏が成立しつつあることをも指摘している。

(五) 筆者は第六章ではわが国の都市社会学者の業績を批判的に検討しながら、筆者自身の都市研究の基本的な立場を提示しようとしているが、筆者はまずこれまで解明してきた共同体としての都市の概念を中心として、自己の研究においては行政市がその直接的な対象をなしていることを明らかにしている。これは自然市をもつて都市研究の基準的对象として来た鈴木栄太郎教授の見解と対立するものであるが、筆者は行政市を基準的对象とするのは集計にとつて便宜であるという理由のほかに、行政市がそれ自体全体社会の行政と緊密に結びついていることを指摘し、近代都市についてはこの関連を問題とすることが特に重要であると強調している。筆者は都市研究の方法論については奥井復太郎、磯村英一、鈴木栄太郎の三教授の見解をとりあげ、奥井教授に関しては教授がアメリカ社会学の感化を受けて生態学的方法を継受しているところから、生態学的地域を越えた都市の社会学的分析がないがしろにされており、都市の経済学的な解明は行なわれているものの、これも結局都市社会学ではなく、都市経済学に終つていと批判し、磯村教授に関しては生態学的方法が完全に清算されておらず、さらに都市の病理学的現象が過度に関心の中心とされている点に欠陥が潜んでいると指摘し、鈴木教授に関しては都市研究を正常人口の正常生活に限定したところから磯村教授とは反対に都市の異常的現象が全く問題外に放置される結果になつている点に難があると主張し、いずれも都市社会学の方法論としては修正ないし補足を必要とすると見ている。筆者はこれらの諸学者の方法論を批判的に検討してから、筆者の研究の対象とする都市が資本主義体制のなかでの地域的分極としての近代都市であることを改めて確認し、その研究においては、都市の

生態学的過程ではなく、社会過程が中心的意義をもつものであると説き、具体的に近代都市を研究するには(1)全体社会の体制的状况からの接近と、(2)都市内部の社会的統一の態様からの接近の二つの手順があり、この二つの方法を駆使することによって都市の研究ははじめて都市を中心としながら個人と全体社会の両極にわたる有機的かつ全体的なものとなることが可能であるといっている。筆者は以上のように都市社会学の構図を示すとともに、社会過程を経済過程、政治過程および両者を媒介する媒介過程の三つに区分し、それぞれの過程としての特徴やその相関関係を解明するに努めている。この分析図式は筆者が岩手県釜石市の実地調査の結果にもとづいてみずから構想したものであるが、筆者はなお都市の研究を進めるにあたって都市の分類が前提的に不可欠であるとなし、これまでの内外の学者によって提示されて来たさまざまな分類方式を検討し、そのいずれも不十分であると説くとともに、筆者みずから新たな分類を試みている。筆者はまず全国248市の人口構成を産業形態別に分析し、第一次産業人口30パーセント以上のもの(1)、第二次産業人口40パーセント以上のもの(2)、第三次産業人口55パーセント以上のもの(3)、混合型(4)、を区分し、さらに第二次産業型の(2)について、一企業体の支配下にあるもの( $\alpha$ )、複数企業体の支配下にあるもの( $\beta$ )、を区分し、また明治以前に成立したもの(A)、明治以后に成立したもの(B)、を区分している。筆者はこの分類のなかで近代都市のモデルとなるものは(2)A $\alpha$ 型であるとなし、これがさしずめ都市社会学において第一義的な研究の対象となるべきものと結論している。

(六) 本論文の要旨はほゞ以上のごとくであるが、本論文は内容的にはこれまで筆者が都市を主題として発表してきた諸論文を中心として都市研究の基本的概念を体系的に解明しようとしたものであつて、そのなかには筆者自身の創見と見てよいものも多分に含まれている。筆者は都市を村落とともに共同体の一つに属するとみていたところから、まず共同体の概念の解明を試み、これにかなりの紙幅を割いているが、共同体が近年経済史学者や社会学者の間でさかんに論議のまどとされて来たことを考えてみても、一応本論文においても、これを検討してみる必要はある。このさい筆者は中村教授や大塚教授の見解に疑義をはさみ、共同体の原型を原始共同体に求めると同時に、共同体の内容に変化があつても包括的な諸機能の生活体としての統一そのものはあらゆる歴史的段階において必然的に成立すると主張しているが、筆者の見解には少なからず傾聴にあたいするものがある。地域社会ないし地縁社会の術語を排し、これに代るに共同体をもつてしようとする筆者の主張に対しては、社会学者のなかに異論があり、強いてこの場合共同体の術語を採用する必要があるかどうかは問題を含んでいるが、これをもつて包括的な諸機能の生活体としての統一と見るかぎり、共同体があらゆる歴史的段階を通じて一般的に成立しているとする筆者の見解は大体において承認されうるところであつて、その成立を原始共同体の崩解以後に認めようとする見解はかえつて理論的に一貫性を欠くといつてよいであろう。ただ筆者の場合、都市や村落は大きな全体社会のなかに包括された準全体社会的なものと考えられているにもかかわらず、両者の関連については十分な説明が与えられておらず、なお究明を必要とするものが残されていることは事実である。しかし筆者の共同体論が本論文に示された内容をもつてしても十分注目にあたいするものをもつていたことはたしかである。

筆者の都市社会学そのものに関する本論的部分は、前提的な共同体の概念の究明にくらべると、量的にやや少なすぎる感じを与えるが、そのなかにも筆者の分析力と総合力の並々でないことは随所に顕示されている。筆者は都市の歴史的考察においても自己の都市概念を基本として特色のある論述を展開しているが、筆者の力量のもつともよく発揮されているのは、筆者の提示した都市社会学理論の構図である。筆者がこのさい奥井、磯村、鈴木(栄)の諸教授の方法論に対して試みている批判的検討はかならずしも完璧とはいいがたく、やや独断的と見られる部分もないではないが、筆者があえて行政市を都市研究の基準の対象として選び、しかもこれを理論的に基礎付けている点、

さらに筆者が都市研究において生態学的過程よりも社会過程を重視すべきであるといっている点は大いに説得的なものがある。筆者が社会過程を経済過程、政治過程、媒介過程の三つに区分しているのは、内容的に多少の疑問を含んでおり、少なくとも本論文ではまだ十分な説明が与えられていないと見てよいが、これも仮説的ながら筆者の学問的構想力のきわめて野心的であることを物語っている。筆者は最後に産業形態を中心として都市の分類方式を提示しているが、これが近代都市を研究の対象とした場合、きわめて有効適切なものであり、少なくとも旧来の諸多の分類方式よりもはるかにまさっていることは、筆者がこの分類方式を発表してから都市社会学者の間からこれを高く評価する声があがっていることによつても明白である。

本論文は筆者にとっては、都市の社会学的研究の過程における最初の理論的体系化の試みを意味しているが、すでに筆者が共同体論や近代都市の分類方式によつて学界にその存在を認識させていることを考えると、その内容は現在のわが国の社会学界の水準において相当高く位置付けうるものである。

本論文はまさしく筆者がこれまで達成して来た諸々の理論的調査的研究の成果を整理統合した意味をもつものであつて、そのなかには、わが国における都市社会学の理論的發展に対してきわめて貴重な示唆が含まれていると断定してさしつかえないのである。

(七) 以上の論文審査にもとづいて、われわれは本論文の筆者をもつて文学博士の学位を授与されるに十分な資格を有するものと結論する次第である。